

忘れていませんか？ 国民健康保険の届出を!!

次のような場合、国民健康保険証に関する届出が必要です。
手続が遅れると、国保税や病院受診で不利になる場合があります。
必要なものを準備し、**本人または家族等が14日以内**に手続きしましょう。

おもな例		必要なもの（マイナンバーカード又は本人確認書類と以下のもの）
国保に加入する	他の都道府県から転入してきたとき	転出証明書、印かん
	職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書（職場の健康保険をやめた証明書）、印かん
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった旨の証明書、印かん
	子どもが生まれたとき	保険証、親子健康（母子）手帳、印かん
	生活保護を受けなくなったとき	保護停止・廃止決定通知書、印かん
国保をやめる	他の都道府県へ転出するとき	保険証、印かん
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の両方の保険証（後者が未交付の場合、加入したことを証明するもの）、印かん
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	保険証、死亡を証明するもの、印かん
	国保被保険者が死亡したとき	保険証、保護開始決定通知書、印かん
	生活保護を受けるようになったとき	事故証明書（後日でも可）、保険証、印かん
その他	交通事故など、第三者から傷病を受けて、国保でお医者さんにかかるとき	事故証明書（後日でも可）、保険証、印かん
	同じ都道府県内で住所が変わったとき	保険証、印かん
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印かん
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	保険証、在学証明書、印かん
	修学のため、別に住所を定めるとき	身分を証明するもの（免許証・使えなくなった保険証など）、印かん

※資格の取得・喪失は都道府県単位になりますが、同一都道府県内の他市区町村へ住所が変わった場合でも、市区町村への転入・転出の届け出をお願いします。

所得申告が必要な理由

- 所得申告は、国民健康保険税の「所得割」の計算や、保険税を安くする「軽減」の判定に必要です。※令和4年1月1日時点、19歳以上の方に「未申告」の方がいると、軽減判定が「保留」されます。
※家族等の「被扶養者」と申告いただけでは、「未申告」と同じ扱いになります。
- 入院等により医療費が高額になった場合の「高額療養費」の自己負担限度額を決める際にも所得情報が必要です。世帯に未申告の方がいると、上位所得（高額所得）の世帯と同じ扱いとなり、不利になる場合があります。
- 所得申告（住民税申告または確定申告）は、毎年2月中旬から3月中旬に行うことが基本です。まだの方は早めに申告を済ませ、健康保険課へご連絡ください。

令和4年度 国民健康保険税について

1. はじめに

- 国民健康保険は、加入者が病気やけがをしたとき、安心して医療が受けられるように、ふだんから国保税を出し合い、お互いに助け合うための制度であり、沖縄県と各市町村とともに運営しています。
- 国保税は、今年4月～来年3月の税額を世帯単位で計算し、世帯主へ通知書を送ります。
- 国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保加入者でない場合も同様です。

税率の詳細は
3ページをご確認
ください。

2. 1月2日以降転入、マル学、住所地特例の世帯

今年1月2日以降に転入した方や、マル学・住所地特例の方は、与那原町に所得情報が無いため、6月の当初通知書には所得割（⇒3ページ）が含まれていません。また低所得世帯の軽減（⇒このページ下）も保留状態です。所得照会の結果、税額変更のあった場合は、7月中旬以降に再度、更正通知書を送付します。

※第1期（6月納付分）は、当初通知書の金額で納付してください。

2回目の納付分
から金額が変わ
る場合があります。

3. 納付方法

国保税の納付方法は、次のとおりです。※納付方法が異なっても、年間税額の差はありません。

納付方法	納付時期	対象者
特別徴収 (年金天引き)	偶数月の年金支給日に、世帯主の年金から国保税を差し引きます。	年齢、年金額などの条件に当てはまる方が対象です。なお、年金天引きの方でも、申請により口座振替に変更できます。
普通徴収 口座振替	6月から来年2月までの全9期	口座振替の手続きをした方
納付書	6月から来年2月までの全9期	特別徴収・口座振替以外の方

納付書が届いたら金額と納期限を確認し、納付困難な場合は未納のままにせず、早めに相談にお越し下さい。

与那原町役場 健康保険課 電話 098-945-2204

4. 低所得世帯への軽減

世帯主（国保でない世帯主を含む）及び国保加入者の前年総所得額が、次の基準にあてはまる場合は、均等割・平等割（⇒3ページ）の軽減が受けられます。ただし、世帯に所得の未申告者がいると軽減判定が保留されます。
※所得が無い・少ない場合も、必ず申告をしましょう！（⇒4ページ）

低所得世帯

令和3年度より軽減の基準が変わりました。

7割軽減	基準所得	基礎控除額（43万円）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下
5割軽減	〃	基礎控除額（43万円）+28.5万円×（被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下
2割軽減	〃	基礎控除額（43万円）+52万円×（被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下

5. 非自発的失業の方への特別軽減

倒産・解雇や、雇い止めなどにより失業した方のうち、①の条件に該当する方について、前年の「給与所得」を30%として国保税を計算します。(例)給与所得100万円 → 30万円とみなす。

① 対象者の条件は?

平成21年3月31日以降に離職(退職)し、離職時に65歳未満である方のうち公共職業安定所(ハローワーク)から「**特定受給資格者**(倒産・解雇などによる退職)」または「**特定理由離職者**(やむを得ない理由の退職など)」と認定されていること。ただし、高年齢受給資格者・特例受給資格者の方は該当しません。

[雇用保険受給資格者証の離職理由コード]

公共職業安定所から交付された「雇用保険受給資格者証」の「離職理由」欄に、離職理由コード(2けたの番号)が書かれています。この番号が、**特定受給資格者(11, 12, 21, 22, 31, 32)**、**特定理由離職者(23, 33, 34)**のうち、どれか一つに当てはまり、なおかつ「高年齢受給資格者」や「特例受給資格者」を示す「高」や「特」のマークが無いこと。

② 軽減の期間は?

失業した日(離職日の翌日)から翌年度末までの期間。

(例)離職日(退職日)令和4.1.31 ⇒ 軽減期間 令和4.2.1～令和5.3.31

③ 手続は?

「雇用保険受給資格者証」と認印を持参し、健康保険課で申請してください。

6. 被扶養者であった方への国民健康保険税の軽減

75歳になった方が社会保険等から後期高齢者医療保険へ移り、その被扶養者(65～74歳)であった方が新たに国保の被保険者となった場合、**被扶養者であった方は**、所得割が当面の間免除となり、均等割が2年間半額となります。この世帯が被扶養者であった方のみで構成される国保世帯なら平等割も2年間半額になります。※申請には認印が必要です。

7. 未就学児に係る均等割の減額

子育て世帯の負担軽減を図るために、国民健康保険に加入している未就学児(6歳に達する日以後の3月31日までの間にある方)に係る均等割額の2分の1を減額します。

8. 国保税の減免制度

低所得の方への均等割・平等割の軽減や、非自発的失業の方への特別軽減などを受けられない世帯のうち、天災・失業など特別な事情のため所得が激減し、納税が困難な方を対象とします。

「所得割」の減額ですので、「均等割」「平等割」は減額されません。

天災、失業、
経営不振、
所得激減

9. コロナ減免

令和4年度保険税について下記①②に該当する場合は保険税の減免を受けることが出来ます。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(世帯主)が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者(世帯主)の収入減少が見込まれる世帯で、下記①～③のすべてに該当する世帯
- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
 - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

10. 国保税の内訳・税率

令和4年度の税率・税額は、下表のとおりです。

内訳	(1) 所得割 (前年所得-43万円)	(2) 均等割 (被保険者1人当たり)	(3) 平等割 (1世帯当たり)	課税限度額 (最高額)
①医療分(国保加入者全員)	6.7%	17,400円	21,800円	65万円
②後期高齢者支援金分(同上)	3.0%	4,700円	5,700円	20万円
③介護分(40～64歳の方)	2.0%	6,500円	4,600円	17万円
40～64歳以外の方(①+②)	9.7%	22,100円	27,500円	85万円
40～64歳の方(①+②+③)	11.7%	28,600円	32,100円	102万円

注1: この表は、12ヶ月加入した場合の金額です。

注2: 40～64歳の方は、介護分(介護保険2号保険料)も計算されます。(⇒このページ下の質問2)

注3: (1)の「前年所得」とは、令和3年1月から12月の所得のことであり、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除などの「控除」を差し引く前の金額をいいます。

11. 国保税、こんな場合の計算は?

質問1: 加入手続き等が遅れた場合や、年度を過ぎた場合は?

[答え] たとえば、1月末に退職し社会保険をやめたのに、国保加入の手続きが遅れ、3月に行なったような場合、2～3月分(2か月分)の国保税が4月に一括請求されます。
これを遡及(そきゆう)課税といいます。

質問2: 年度途中で40歳になる方、65歳になる方の国保税は?

[答え] 40～64歳の方は、介護保険料を国保税に含めて納めるので、40歳になった月から「介護分」(2号保険料)が発生します。誕生日の翌月に「介護分」が加算された通知書が送られてきます。

65歳になる方は、65歳の前月までの「介護分」があらかじめ月割計算されているので誕生日以降の金額変更はありません。なお、65歳以降は介護保険料(1号保険料)が国保税とは別に沖縄県介護保険広域連合から請求されます。

質問3: 年度途中で75歳(後期高齢者医療保険)になる方の国保税は?

[答え] あらかじめ75歳になる月の前月までの国保税が月割で計算されています。誕生日の翌月に、「後期高齢者医療保険料」の納付書が送られてきます。

国保世帯のうち、一部の方が後期高齢者医療に変わり、1人だけ国保に残った場合、「特定世帯」の軽減として、5年間、「平等割」を50%軽減します。また6年目から8年目までは「特定継続世帯」として25%軽減します。